

令和7年12月10日（水曜日）

文教・子育て委員会

第2委員会室

出席委員

常盤真功、妻鹿幸二、宮下和也、阿山正人、  
宮本吉秀、東影 昭、下林崇史、牧野圭輔、  
谷川真由美

開会

9時53分

こども未来局

9時54分

前回の委員長報告に対する回答

・こども・若者会議「ひめじV o i c eプロジェクト」  
について、子どもたちの意見ができる限り施策に反映  
されるよう関係部局としっかりと調整されたいこと、  
また、同会議は子どもたちが市に意見を表明できる貴  
重な機会であることから、来年度も継続して開催でき  
るよう、予算確保に努められたいことについて

関係部局に対し、子どもたちによる提案・意見の施  
策への反映及び令和8年度予算への対応を依頼した。

また、令和7年度末に子どもたちの提案・意見に対  
する市の取組状況を確認する予定である。

今後も、本市こども計画や教育大綱に掲げていると  
おり、子どもや若者の意見形成や表明に関する支援を  
行うため、引き続き同会議を開催できるよう取り組み  
たいと考えている。

付託議案説明

- ・議案第139号 姫路市放課後児童健全育成事業の設  
備及び運営に関する基準を定める条  
例等の一部を改正する条例について
- ・議案第140号 姫路市放課後児童クラブ条例の一部  
を改正する条例について
- ・議案第141号 姫路市児童福祉施設の設備及び運営  
に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例について
- ・議案第142号 姫路市家庭的保育事業等の設備及び  
運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例について

報告事項説明

- ・令和7年度恋活・婚活サポート事業実施状況につい  
て

質疑・質問

10時14分

（質問）

議案第139号は令和7年10月1日の児童福祉法の改正  
に伴う関係条例の改正とのことだが、同法の改正は今  
後児童虐待の防止にどのように影響すると考えてい  
るのか。

（答弁）

同法の改正により、保育所等が児童虐待を発見した  
ときの通報義務が規定され、虐待発生時の対応方法に  
ついて自治体に通知があった。

当該通知の中で示されたガイドラインで、状況の調  
査や調査結果を審議検討する組織の設立、審議会等の  
機関への報告などの具体的な手順が定められたこと  
から、児童虐待の防止について一定の効果が見込まれ  
るのではないかと考えている。

（質問）

議案第140号について、放課後児童クラブの利用者  
負担額を引き上げる理由の1つに児童の生活に必要な  
備品等の充実を図ることを挙げているが、どのような  
備品を充実させるのか。

（答弁）

基本的には各クラブの需要を捉えて対応すること  
となるが、主に図書やおもちゃの充実が図られるもの  
と考えている。

（質問）

ほかの理由として、運営費に対する利用者の負担割  
合が、国が目安として示す50%を大きく下回っている  
ことを挙げているが、目安から大きく乖離すると国か  
ら処罰されるのか。

（答弁）

あくまで目安であり、罰則はない。

（質問）

利用者負担額を2,000円引き上げるとのことだが、  
賃金の上昇が物価上昇に追いついておらず市民生活  
が大変なときに、なぜこのような引上げを行うのか。

（答弁）

今後の放課後児童クラブの運営をシミュレーショ  
ンしたところ約3億円が不足することが分かったこと  
から、行政側が負担できる金額や利用者側に負担して  
もらいたい金額を計算し、算出したものである。

（質問）

利用者負担金の減免対象から就学援助世帯を除き、  
市民税非課税世帯を加えるとのことだが、現在、就学

援助認定世帯に該当し放課後児童クラブの利用者負担金を減免されている人は何人いるのか。

(答弁)

利用者のうち11.8%に当たる524人である。

(質問)

就学援助認定世帯は利用者負担金がどの程度減免されるのか。

(答弁)

全額減免である。

(質問)

当該見直しにより減免者数がどのように変化すると見込んでいるのか。

(答弁)

放課後児童クラブへの入所に当たり税証明等の書類を徴取していないため、現在のところ非課税世帯数は把握していないが、当該見直しにより減免者数は減少するものと見込んでいる。

(質問)

本当に本市は子育て支援をしていくつもりがあるのかと言いたくなる。

減免対象の見直しはこども未来局の考えなのか、それとも市長の方針なのか。

(答弁)

こども未来局の中で検討した上で市の方針として決定したものである。

現行の減免制度は、教育委員会が放課後児童クラブを所管していた際に減免対象を母子家庭から就学援助世帯に広げたもので、市長部局に移管されたことを受け、こども未来局をはじめ市全体の様々な減免制度の内容を確認している。

財源が税金である以上、減免措置を過度に拡大すると他の市民との公平性にも影響が出ることを含め、全体的に勘案した結果である。

(質問)

このたびの利用者負担金や減免対象の見直しは子育て支援に逆行すると思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

物価高騰等により子育て家庭にとっては厳しい状況ではあるが、放課後児童クラブという制度自体を持続可能とするために必要な見直しであると考えてい

る。

また、子ども・子育て会議放課後児童健全育成事業分科会からも、利用者に対する周知徹底や説明が重要であるものの、負担割合や減免対象の見直しは合理的で、必要なことであるという意見を得ている。

(質問)

希望する子どもの数を持たない最も大きな理由として不安定雇用などの経済的・社会的要因が挙げられることから、子育てに関わる経済的負担を減少させる取組を実施すべきである。

恋活・婚活サポート事業により結婚の機会をつくり出産につながるよう取り組む一方、共働きで頑張りつつ放課後児童クラブを利用しながら子育てをする保護者に負担を求めることは、政策として整合性がないのではないのか。

(答弁)

少子化対策に加え、生まれてきた子どもをしっかりと支援できる体制の整備や安定的な運営も必要であることから、整合性がないことはないと考えている。

(質問)

議案第141号、姫路市児童福祉施設の設備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本市における児童福祉施設とは具体的にどの施設を指すのか。

(答弁)

保育所、認定こども園、認可外保育施設や一時預かり施設、病児保育施設、母子生活支援施設など様々な施設を指している。

(質問)

恋活・婚活サポート事業について、市内結婚相談所の入会に係る費用を補助するクーポンを約1か月間で10件交付できたことはすばらしい成果であると考えており、令和8年度も実施してもらいたいと思う。

(答弁)

予算が措置されることが前提ではあるが、こども未来局としては令和8年度も継続して実施したいと思っている。

(要望)

株式会社リクルートとの連携協定解除や株式会社エウレカとの連携協定期間終了に際し、需要のある市内結婚相談所の入会に係る費用を補助するクーポン

の交付を充実されたい。

また、事業者に対して効果のフィードバックを行うよう求められたい。

(質問)

株式会社リクルートや株式会社エウレカとの連携が終了するのはなぜなのか。

(答弁)

相手方の事業統括者からは企業経営上の判断として連携を終了するものと聞いている。

(質問)

株式会社リクルートは、本市での実績ができたから連携協定を解除するのか。

(答弁)

同社のゼクシィ縁結びサービス事業そのものが終了するためである。

(質問)

打合せの初期段階での見込みが甘かったのではないかと思われるが、事業者とはどのような経緯で連携したのか。

(答弁)

令和5年5月に、特定非営利活動法人である結婚相手紹介サービス業認証機構による適正事業者認証を付与されたマッチングアプリ事業者のうち、本市との連携について合意に至った事業者と連携していく方針を決定し、令和5年11月に株式会社リクルートと、令和6年3月に株式会社ダブルと連携協定を締結したものである。

(質問)

市内結婚相談所の利用料金の補助について、結婚相手紹介サービス業認証機構による適正事業者認証を付与された事業所のうち、本事業の趣旨に賛同し契約を交わした5事業所と連携しているとのことだが、当該認定書を付与された事業所は市内に何か所あるのか。

(答弁)

令和7年9月2日時点で7か所である。

(質問)

恋活・婚活に係るマッチングシステム事業には様々な事業者が参入しているが、今後、どのような事業者と連携していこうと考えているのか。

(答弁)

結婚相手紹介サービス業認証機構の認証を付与された事業者のうち、本市の方針と合致する事業者との連携が考えられるが、現在のところは県が設置するひょうご出会いサポートセンター及び株式会社タップルと引き続き連携していきたいと考えている。

(要望)

恋活や婚活については行政が関与すべきなのかという意見もあることを踏まえ、今後の事業実施に際しては費用対効果をしっかりと検証されたい。

(質問)

放課後児童クラブの待機児童が出ないようにしてもらいたいが、一次募集の応募状況はどうか。

(答弁)

令和7年11月7日から12月12日までを受付期間としており、12月5日時点で1,820人が応募している。

令和6年度の同時期は1,880人が応募していたため、前年度より60人少ない状況である。

(要望)

令和8年1月26日までの二次募集までに申し込む必要があることから、特に新1年生への周知をしっかりと行い、待機児童が出ないようにしてもらいたい。

(質問)

保育所や認定こども園について、兄弟で別園に通う場合もあるのか。

(答弁)

できる限り同園となるよう調整しているが、4月から入園できれば別園でもよいという場合は別園となる場合もある。

(質問)

保育園や認定こども園の応募状況はどうか。

(答弁)

一次受付期間を令和7年10月31日までとしており、新規の申込件数は令和6年度とほぼ同数の約3,600人である。

(要望)

待機児童が出ないように対応してもらいたい。

(質問)

香寺、北部、中部第一からなる第一ブロックから放課後児童クラブの公設民営化が始まるが、当該ブロック内の18施設に支援員及び補助員は何人いるのか。

(答弁)

1号支援員が9人、2号支援員が33人、3号支援員が41人、補助員が60人の計143人である。

(質問)

そのうち何人が民間に転籍することを希望しているのか。

(答弁)

令和7年11月18日、19日に説明会を実施した上で、12月1週目に委託先であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が個人面談をしているところから、今後申込みが行われる予定であることから、まだ現時点では何人が転籍するかについては把握できていない。

(質問)

公設公営を継続する施設と公設民営化する施設とで支援員の待遇に格差はあるのか。

(答弁)

市職員と民間委託による職員との間に格差が生じないよう、委託先においても令和8年度の市の会計年度任用職員の給与を適用できるよう予算要求している。

(質問)

令和8年度からのこども誰でも通園制度の本格実施を控え、新たな事業者の参入見込みはあるのか。

(答弁)

事業実施に向けた協議の申込みを令和7年12月22日まで受け付けているところであり、まだはっきりとは分からない。

(質問)

本格実施後は、市は関与しないのか。

(答弁)

私立施設においては事業者と申込者が直接やり取りすることとなる。

なお、公立施設については、現在のところ令和7年度と同様に3施設で実施したいと考えている。

(要望)

引き続き安全に重点を置きながら、安全安心なこども誰でも通園制度になるよう努められたい。

(質問)

青少年センターが廃止されることを受け、新たな若者の居場所について教育委員会とこども未来局が連携して検討していくことになっているが、現在ほどの

ような状況なのか。

(答弁)

青少年センターの機能の代替だけではなく、自習スペースや自己実現の場、単なる居場所が欲しいなど、子どもたちの様々なニーズを広く受け止めるにはどのような方策が望ましいのかということ由市全体で協議している段階である。

(質問)

城東・手柄地区の幼保連携型認定こども園運営事業について、事業者選定の経緯を説明してもらいたい。

(答弁)

選定の間を2回設け、1回目は事業内容をはじめ具体的な整備計画等の技術的な点を含めて審査した。また、2回目は学識経験者や保護者代表の意見を聴取し、職員も加わった上で委託事業者を選定した。

(要望)

城東・手柄地区とも1者からしか応募がなかったことから、今後は複数の法人が応募できるような環境づくりに努められたい。

(質問)

選定された事業者の審査における得点はどうだったのか。

(答弁)

保育内容などを採点した結果、約7割の得点であったことから、今後の幼保連携型認定こども園としてしっかり運営できる施設が選定できたものと考えている。

(質問)

城東・手柄保育所の在園児の保護者からの不安の声は届いていないのか。

(答弁)

事業者選定の際、統合後通園することになる幼児の保護者から率直な質問をもらい、事業者から回答を得ている。また、在園児の保護者への説明会を実施した際に特に不安の声はなかった。

今後不安の声が出た場合は、受託事業者と様々な打合せをしながら、安心して通ってもらえるよう対応したいと思っている。

(要望)

ぜひそのようにされたい。

(質問)

本市では3歳児から5歳児については異年齢保育の実施に際しての職員配置等の考え方を規定しているが、ゼロ歳児から2歳児についても異年齢児保育を行っているのか。

(答弁)

ゼロ歳児から2歳児は成長や発達の度合いに応じた保育形態を取っている。

(質問)

異年齢児保育の開始に当たり本委員会への報告がないのはなぜなのか。

(答弁)

令和7年度から適用できるよう、異年齢児保育の実施に際しての職員配置等の考え方を各園に示したが、これまでも園児数が少ない場合や園の保育方針によっては異年齢児保育を実施している園はあった。

また、国の保育所保育指針において、異年齢保育は保育形態の一部として想定されており、特異な取組ではないと認識していることから、あえて本委員会に報告しなかったものである。

(質問)

各園の判断で取り組んでいるのであれば、何か問題があった際は各園の責任となるのか。

(答弁)

我々が示す考え方に沿って各園で取り組むよう通知しているが、園の保育方針や保育の狙いを具体化するために異年齢児保育を行うという方針を立てるのであれば、こども未来局として否定するものではない。

(要望)

人材不足によりやむを得ず異年齢児保育を実施しているのであれば、各園ではなく市として責任を持ってもらいたい。

また、ゼロ歳児から2歳児についても考え方を示してもらいたい。

(質問)

就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第3期）で検討される予定の市立施設が全て統合再編されると幼稚園は10園、保育所は8園、こども園は10園まで絞り込まれると思われるが、現在第3期計画での検討対象になっていない施設であっても、状況によっては対象となる可能性があるのか。

(答弁)

令和9年度に第3期計画を策定する際に、今後の社会情勢や子どもの人数、市内の他の施設の配置状況をしっかりと見極め、具体的な方策に反映させていきたいと考えている。

(質問)

豊富・伊勢保育所は第3期計画での検討対象になっていないが、園児数が非常に少なく、廃止される可能性があることを考えると、将来的に市立保育所は8園よりもさらに少なくなるのではないかと思う。

また、幼稚園については2年続けて3歳児が9人以下になると統合の対象となるが、3歳児保育の導入が遅れている園においては、3歳児の確保が厳しい状況であり、市立の就学前教育・保育施設はどこまで絞り込まれるのだろうかという危機感を感じる。

市立の就学前教育・保育施設の大切さや果たすべき役割についての見解を聞かせてもらいたい。

(答弁)

今の段階では市立の就学前教育・保育施設が最終的に何か所になるのかを示すことはできないが、公立でしか果たせない役割があることは認識しており、近隣に他の就学前教育・保育施設がない場合はしっかりと維持しないといけないと考えている。

また、豊富地区については全体的に児童数が減少しているものの、近隣の私立施設が定員を絞り込んでいることから、全て私立施設に任せることは難しく、伊勢地区については、近隣の林田こども園である程度園児を受け入れていることから、状況を見ながら統合が可能かどうかを検討したいと考えている。

**こども未来局終了**

**11時24分**

**教育委員会**

**11時24分**

**前回の委員長報告に対する回答**

**・育児を行う教職員の仕事と家庭の両立は重要な課題であるため、各学校園において部分休業を取得しやすい環境をしっかりと整備されたいことについて**

管理職のリーダーシップの下、制度利用に対する職場内の支持的風土の醸成とチームで業務を進める協働的な校務運営の推進に努める。

**・姫カツの実施に当たっては活動の開始時間や生徒の移動方法など様々な課題があるものの、まずは登録団**

## 体及び指導者の確保が肝腎であることから、関係機関との連携を一層密にされたいことについて

2回にわたる団体・指導者募集において、各種目の関係機関から周知についての協力を得た。また、ソフトテニスや吹奏楽など複数の種目においては、協会・連盟が実施主体となって指導者の募集を実施してもらっている。

### 付託議案説明

- ・議案第 150 号 姫路市青少年センター条例を廃止する条例について
- ・議案第 153 号 契約の締結について（姫路市立大津茂小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事請負契約の締結）
- ・議案第 158 号 姫路市立図書館飾磨分館等に係る指定管理者の指定について

### 報告事項説明

- ・姫路市立学校施設包括管理業務委託契約の締結について
- ・林田中学校区及び神南中学校区における児童生徒数の減少に対する取組方策について
- ・令和 8 年度以降の姫路市立城東幼稚園に係る対応について
- ・令和 6 年度姫路市の市立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について
- ・中学校部活動の地域展開（姫カツ）の進捗状況について
- ・「姫路市子ども読書活動推進計画（第 5 次）」（案）に関する市民意見提出（パブリック・コメント）手続の実施について

### 休憩

1 2 時 0 2 分

### 再開

1 2 時 5 9 分

### 質疑・質問

1 2 時 5 9 分

（質問）

本市の不登校児童生徒数は全国平均よりも多いが、今後、どのように学校とのつながりが少ない児童生徒に対応しようと考えているのか。

（答弁）

学級担任が定期的に家庭訪問などを行い、つながりを保っている。

また、教室までは難しいものの学校に来ることを目

指せる児童生徒に対しては校内サポートルームを、学校に来ることが難しいものの家から出られる児童生徒に対しては総合教育センターの教育支援教室を活用しながら支援していく。

また、フリースクールの費用に対する補助金を支給し、学校とフリースクールが情報連携の上、フリースクールで活動した日を出席扱いとして認定する取組も行っている。

（要望）

八王子市では不登校対策の一環として、給食センターで給食を喫食しにだけ来ることができる取組を行っており、本市とおおむね同数の約1,800人の不登校児童生徒のうち約1割が利用している。

子どもの居場所づくりを強く意識した取組であり、アンケートでは「給食センターをきっかけにほかの場所にも行けるようになった」、「居心地がよかった」、「給食センターで働きたい」などといった回答もあったことから、本市においても子どもの居場所を増やす取組を検討してもらいたい。

（質問）

学校施設包括管理業務委託契約を締結することによって、学校園の修繕に関する業務は今後どのようになるのか。

（答弁）

本委託契約では、施設の維持管理、保守点検及びマネジメントの業務を規定しており、維持管理については、現在、30万円未満の軽微な修繕については各学校園が、また、200万円以下の軽工事については学校施設課が対応しているが、契約後はそれらの業務を受託者が担うこととなる。

（質問）

本契約により、どの程度の経費削減につながるのか。

（答弁）

修繕に関しては受託業者が巡回時に実施できる場合があることから、幾らかは経費削減できるものの、点検や維持管理については、これまでも市域を2、3ブロックに分けてまとめて発注し、ある程度のスケールメリットを得ていたことから、あまり変わらない。

本契約の締結により学校園の維持管理全体にかかる経費の削減は期待できないものの、現場で対応してきた職員の負担が軽減されるとともに、受託者による

巡回点検などにより学校園の安全性が向上するものと考えている。

(質問)

本業務委託により、どのようなことが懸念されるのか。

(答弁)

学校施設課の技術職員が工事発注に関して直接学校とやり取りする機会が減少することが懸念される。

そのため、受託者と学校施設課の技術職員が随時連携を取り、軽工事のノウハウが損なわれないように努めたい。

(質問)

今後の学校園の維持管理方法の変更を受け、学校現場からは不安の声が上がっていないのか。

(答弁)

現在、事務職員協議会において聴取した様々な意見を集約しているところで、令和8年1月下旬の教頭や事務職員に向けた説明会において丁寧に説明していきたいと思っている。

(要望)

本市における学校園の維持管理方法が大きく切り替わることから、本業務委託を円滑に開始できるよう、各学校園に対して今後の事務手続の変更について丁寧に説明するとともに、受託者としっかりと連携し、学校園の効率的な維持管理に努められたい。

(質問)

修繕が積み重なり、契約金額を超過する場合はどのように対応しようと考えているのか。

(答弁)

修繕の優先度を決定しつつ、できる限り当初予算内で収めたいと思っているが、不足する場合は予算流用や補正予算で対応したいと考えている。

(質問)

受託者が今まで地域の建設会社や工務店が行っていたような修繕を全て担うことになれば、地域経済にも影響があると思われるがどうか。

(答弁)

受託者は、内製化するものを除き、各学校や学校施設課が発注していた地域の建設会社等に修繕を引き続き依頼することとなる。

(質問)

本業務委託に係るプロポーザル審査委員会の委員に誰が就任しているのか。

(答弁)

委員長は平山教育次長、その他の委員は政策局企画政策室の菅村室長、財政局財務部の田中部長、工事技術検査室の萩原室長、都市局公共建築部の石井部長及び新井参事、教育委員会事務局教育総務部の濱田部長、学校教育部の角倉部長である。

(委員会終了後、資料配付)

(質問)

本業務委託に係る公募型プロポーザルの審査結果について、受託者以外はA社、B社と記載し、評価点を記載することもできたと思うが、なぜこのたびは受託事業者以外の参加者の評価点が公表されていないのか。

(答弁)

参加した3社のうち1社が辞退し、結果的に2社からしか提案がなく、公募型プロポーザルの適正実施に向けたガイドラインに基づき、募集要項において、提案者が2社の場合については公表しないこととしたためである。

(質問)

青少年センター条例を廃止する条例について、同センターの無料施設は自習スペースとして数多くの若者に利用されていることから、廃止に当たり、本市ホームページで利用可能な自習スペースの周知を図ることであるが、新たな自習スペースの設置については検討していないのか。

(答弁)

自習スペースの新設については検討していないが、若者の居場所の確保については教育委員会とこども未来局が連携して検討したいと考えている。

(要望)

市民会館の廃止に併せて青少年センターを廃止するのはやむを得ないものの、家庭や学校以外で若者が安全で安心して過ごすことのできる居場所を確保することは重要な課題であることから、他都市の先進的な事例を研究しつつ、前向きに検討されたい。

(質問)

大津茂小学校屋内運動場長寿命化改修等工事について、この時期に入札を実施するのは一般的なのか。

(答弁)

例年は第2回定例会で議案を提出することが多かったが、長寿命化改修工事であることを踏まえ、入学式後に着工し令和8年度中に完成できるよう、この時期に実施したものである。

(質問)

同工事に係る入札では、低入札価格調査により落札者を決定しているが、同調査とはどのようなものなのか。

(答弁)

予定価格が5億円以上もしくは総合評価落札方式による入札に適用される制度であり、入札額が一定の価格以下の場合に、契約内容に適合した履行がなされるかを調査し、低入札価格調査委員会で審査し決定するものである。

(質問)

一定の価格以下であったのであれば、安全性や質の確保、適正な人件費の支払いが懸念されるがどうか。

(答弁)

一定の価格以下となった理由を落札者に聞き取り、下請に転嫁されることがないかをしっかりと調査した上で決定していることから大丈夫だと考えている。

(要望)

契約課と連携し、しっかりと対応してもらいたい。

(質問)

林田・神南中学校の義務教育学校化について、地域や保護者への説明責任をしっかりと果たしてもらいたいがどうか。

(答弁)

本委員会終了後、地域には全戸配布により、保護者には保護者連絡アプリを活用して通知したいと考えている。

(質問)

地域コミュニティの大きな核である小学校がなくなるのは大きな問題であるため、まちづくりの取組についての説明も行ってもらいたい、どのように進めようと考えているのか。

(答弁)

学校がなくなることで地域の活力がなくなるのではないかと心配する声があることから、まちづくりを所管する市長部局と情報共有するなど、しっかりと連

携して進めていきたいと考えている。

(質問)

市立学校児童生徒の暴力行為について、計上の基準が変わったことで件数が増加したとのことだが、具体的にどのような行為を計上しているのか。

(答弁)

県からの指導を受け、令和6年度からは有形力を行使したものを全て計上しており、低学年の児童による叩いた、ランドセルを引っ張った、押したなどの行為が多い。

以前より計上していた警察に相談するレベルの暴力行為は特に増加していないものと捉えている。

(質問)

県内の他の市町も本市と同様の基準で計上していたのか。

(答弁)

本市と同様の基準で計上していた市町もあるが、自治体によって基準にばらつきがあったことから県から指導があったものと思われる。

(質問)

暴力行為件数を低く見せたいという思いから厳しい基準で計上していたと思われても仕方ないのではないか。

(答弁)

そのような思いはない。

本市ほどではないが、県の数値も令和5年度までと比較して大きく増加しており、その要因は本市以外にも見直しにより数値が増加した市町があるからだと考えている。

(質問)

令和5年度と令和6年度を比較すると、県は約1.4倍、全国は約1.2倍のところ、本市は約50倍とあまりにも格差が大きく、疑義を持たれても仕方がないのではないかとと思われる。

反省してもらいたいがどうか。

(答弁)

警察に相談するレベルのものだけを計上していたのは基準として少し厳しかったかもしれないが、決して数値を操作しようという思いからではない。

(要望)

信用問題になる部分もあることから、もう少し問題

意識を持ってもらいたい。

(質問)

不登校児童生徒数について、校内サポートルームや支援員の配置により増加傾向が緩やかになったとのことだが、本市は依然として全国や県よりも多く、学校によっては校内サポートルームが1室では手狭な場合もあると思われる。

校内サポートルームのさらなる確保や支援員の増配置に向けた予算を確保する必要があるのではないか。

(答弁)

校内サポートルームが手狭になっている学校では、他の教室を利用して環境を整備するなどしている。

支援員については、中学校は全校配置できているものの、小学校は約半分の35校にしか配置できていないことから、まずは全ての小学校に配置できるように県に要望しているところである。

(質問)

中学校におけるいじめ認知件数が全国や県よりも多い状況にあるが、SNSを使った嫌がらせなどには具体的にどのように対応しているのか。

(答弁)

各学校が外部から講師を招聘し、ネットモラル教室を実施している。

(質問)

いじめ解消状況について、計上の仕方が国や県と異なるため解消率が低いのか。

(答弁)

国からは連続3か月間いじめ行為がないこと並びに本人及び保護者に直接確認して大丈夫だという確認が取れたことを計上の要件として示されている。

当該要件をどれだけ厳格に守るかによって自治体ごとの解消率が異なるものと思われるが、本市は厳格に守って計上することを各学校で徹底していることから解消率が低くなっているものと思われる。

(要望)

不登校もいじめも、ないほうがよいので頑張ってもらいたい。

(質問)

子どもの読書に関するアンケート調査によると、本市における1か月の読書量が0冊の子どもの割合は小

学生では21%、中学生では28%と、いずれも全国平均の8.5%、23.4%を上回っているが、当該アンケートの結果をどのように読書活動推進計画(第5次)に反映させようと考えているのか。

(答弁)

読書習慣を身につけるため、できる限り自宅でも読書できる環境を整備することを盛り込み、少しでも本に親しめるようにしたいと考えている。

(要望)

基礎学力の観点からも読書は大切で、本市の子どもたちが本好きになってほしいことから、できる限りの取組をしてもらいたい。

(質問)

令和8年9月から姫カツが開始されると、軟式野球やサッカー、バレーボールなどについては姫カツのチームに加入していないと大会に出場できないのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

合同チームを編成し、それぞれの学校のユニホームを着用して大会に出場している場合があるが、今後、姫カツのチームとして出場する場合は専用のユニホームが必要になるのか。

(答弁)

大会の規約によるが、まだ主催者から指針が示されていない状況である。

今後、指針が示された際はしっかりと通知したい。

(要望)

今までの部活動と比較して様々な費用負担が増加することから、ユニホームではなくビブスにするなど、なるべく負担が発生しないようにしてもらいたい。

(質問)

学校で姫カツを実施する場合、学校のサッカーボールや野球道具などを使用することはできるのか。

(答弁)

学校との道具の共有を含め、できる限り実施団体に負担がかからないよう検討していきたい。

(質問)

生徒がどのエリアの姫カツクラブを利用するかは、どのように決定されるのか。

(答弁)

事務局がエリアを示すが、都合によりほかのエリアの姫カククラブを利用することについては妨げない。

学校ごとに全競技の部活動や姫カククラブの設置状況を示し、平日や土日にもどのように活動ができるのか、また、当該校区にない競技に関しては近隣ではどこで参加できるかなどを入学説明会でしっかりと説明したいと考えている。

(質問)

保護者の費用負担については国や県の動向を注視していくとのことだが、国や県とは別に本市独自の助成制度を考えたほうが保護者は安心するのではないか。

(答弁)

保護者の費用負担は大きな課題であり、できる限り負担を軽減できるような支援を検討しているところである。

(要望)

保護者負担ができる限り軽減されるよう、予算確保に努められたい。

(質問)

本委員会で説明がなかったが、地域移行から地域展開へと表現が変更されているのはなぜなのか。

(答弁)

2025年5月の文部科学省からの最終取りまとめ報告によるものである。

(要望)

今後はきっちりと説明してもらいたい。

(質問)

地域移行から地域展開へと表現が変わったことで、具体的に行政としての取組は変わるのか。

(答弁)

表現の変更により本市の方針が大きく変わるということはない。

我々も当初から姫カクを地域全体でのスポーツ・文化芸術活動の場と捉え、部活動をそのまま地域に移行するとは考えていなかったことから、混乱はなかったものと考えている。

(質問)

部活動を学校から切り離し、できる限り教員の負担を軽減するという方向であったと思うが、学校も少なからず関わっていく方向に転換したのか。

(答弁)

学校管理下かどうかという点ではしっかりと切り離すが、段階的に展開していくために学校と姫カクの関わりは必要であり、令和8年7、8月頃に学校部活動と姫カクとの交流期間を設けようと考えている。

(質問)

令和10年度以降は切り離すということによいのか。

(答弁)

令和10年度以降、平日も含めて全て地域展開した際は地域全体で運営するという意向のほうが強くなるものと思われる。

(質問)

本市では部活動を理由にした校区外就学は認められていないが、今後、ほかの校区でも姫カクをできるようになることを踏まえて校区外就学を認めることはないのか。

(答弁)

今までは入学した学校にある競技の部活動しか選択肢がなかったが、姫カクになれば隣の校区の姫カククラブへの加入もできることから、魅力のあるところで活動してもらいたいと思っている。

(質問)

旧市場跡地の用地買収は既に完了しているのか。

(答弁)

まだ1件残っている。

(質問)

交渉はどのような状況なのか。

(答弁)

詳しくは答えられないが、全く駄目ではないものの、まだまだ少し交渉を続けたいという状況である。

(質問)

当該未取得用地を取得しないと計画に大きな影響があるのか。

(答弁)

取得できないと計画が進めづらい。

計画が遅れないように準備を進めたい。

(質問)

以前、本委員会でパルナソスホールが劇場としての扱いになれば、既存不適格の状態になると思われるとの答弁があったが、既存不適格とは法改正等があり、建物が法の条件に合致しなくなる場合に使用する言

葉である。

同ホールについては法が改正されるわけではないことから、既存不適格とは言わないのではないのか。

(答弁)

用途地域に適合しない建物となるという意味で既存不適格と答弁したものである。

(質問)

そうであれば、将来的に姫路市立高校が旧市場跡地に移転した際、同ホールはどうなるのか。

(答弁)

現在、市長部局とともに委員会を立ち上げ、検討しているところである。

(意見)

担当部局に確認したところ、法は厳格であることから、非常に厳しいとのことであった。

(質問)

学びの多様化学校の設置を検討中であることが報告されてからかなり時間が経っているが、進捗状況はどうか。

(答弁)

令和7年1月に教育委員会事務局内にワーキングチームを立ち上げ、同学校を設置している他都市から説明を受けたり、名古屋市星槎学園を視察し、子どもたちの様子を見たり、職員から聞き取りをするなどしている。また、県教委が立ち上げた情報交換会に参加し、他市町と様々な課題について協議しているところである。

そのほか、同学校を設置するに当たってどのようなことが必要になるのかについて文部科学省に問い合わせるとともに、どのような学校が必要なのか、また、どのように手続を進めるのかなどについても研究を進めているところである。

(要望)

同学校の設置により救われる生徒がいると思われるため、もう少しスピード感を持って進められたい。

(質問)

屋内運動場の空調設備の熱源は、都市ガスが39校、L P ガスが4校、電気が26校であるのに対し、給食室では都市ガスが23校、L P ガスが37校である。

都市ガス供給エリアにおいては都市ガスのほうがL P ガスよりも利便性が高いと思われるが、なぜ給食

室ではL P ガスの割合が高いのか。

(答弁)

給食室における熱源としてL P ガスを利用している37校のうち、都市ガス供給エリアにある学校は18校で、そのうち15校がドライ化済みである。

L P ガスは災害時において最も早期に復旧できると言われており、兵庫県L P ガス協会姫路支部と災害時におけるL P ガス等の支援協力に関する協定を締結している。また、災害時に避難所となり得る施設についてはL P ガスを常設することで協定の効力が発揮できるため、同協会から給食室にはL P ガスとすべきとの要望を受けている。

そのような経緯からL P ガスを利用していた学校では、ドライ化改修後も引き続きL P ガスを利用しているものと推察される。

(質問)

具体的な規定がない中で同協会からの要望に応じている形になっているが、L P ガスに切り替える割合を整理するべきではないのか。

(答弁)

検討したい。

(質問)

教員の成り手不足に対してどのようなことを実践しているのか。

(答弁)

教員の未配置は喫緊の課題であり、教員募集に加え魅力発信に注力したいと考えている。

また、教員の負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフの業務の見直しや、徴収業務の平準化・簡素化に向けたマニュアルの作成を進めている。

(質問)

負担軽減ではなく、やりがいの観点から検討すべきだと思うがどうか。

(答弁)

指摘のとおりである。

子どもたちの笑顔を見て、教員になってよかったと思えるような活動をできるよう、教育委員会としても各学校を支援したい。

(要望)

ぜひ教員のやりがいについて発信してもらいたい。

(質問)

本市は市立幼稚園における給食や3歳児保育、預かり保育の必要性を認めており、本会議においても、「再編後の状況を見据え、検討を実施してまいりたい」との答弁があったが、再編後とは就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画(第2期)の実施後を指すのか。

また、幼稚園給食等の実施の有無によって維持される園と廃止される園に分かれるが、どのように選定しているのか。

(答弁)

幼稚園給食の実施に際しては園舎の改修が必要であることから、どの園が維持されるかが決まっていなければしっかりとした計画を立てられない。

どの園を維持するかについては市長部局と協議しながら決定する必要がある、現時点でははっきりと答弁できないが、幼稚園がある限りはそこが魅力ある園であり続ける必要がある、その魅力の1つに幼稚園給食等があるということは認識している。

(要望)

ぜひ早期に給食や3歳児保育、預かり保育を実施してもらいたい。

(質問)

小中学校の統廃合について、置塩校区と前之庄校区の中間にある古知小学校の児童の保護者からは、「置塩でも前之庄でも距離的には大差ないのでどちらに統合してもよい」という話をよく聞く。

また、置塩地域が学校地域協議会に参加しなかった場合どうなるのか心配だが、現在の状況はどのようになっているのか。

(答弁)

置塩・古知・前之庄小学校及び置塩・鹿谷中学校の3小2中を令和10年度に統合し、前之庄小学校と鹿谷中学校の校地を利用した義務教育学校とすることについて、令和7年8月に北部市民センターで置塩中学校区の保護者に説明した。

その後、置塩・古知小学校区の全単位自治会長やPTA会長による署名の上、9月1日に置塩中学校区から段階的な統合を求める嘆願書が提出された。

これを受け、9月24日に置塩公民館で5校の校長及びPTA会長並びに置塩・古知・前之庄・山之内地区の連合自治会長を交えて嘆願書の内容を確認したところ、「古知は置塩中学校区にあり、以前から地域とし

ても置塩とは密接であることから、まずは古知小学校を置塩小学校に統合することから始めてほしい」とのことであった。

このため、11月に古知小学校を置塩小学校に統合することについて、古知公民館で古知小学校区の保護者の思いを聞くための対話集会を行ったところ、「置塩中学校区での義務教育学校化のほうがよい」、「古知小学校を維持してもらいたい」、「置塩小学校に統合されるのはやむを得ない」と様々な意見があった。

また、本市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方によると、10年間程度の児童生徒数の将来推計において、学級編制基準上複式学級を有することとなる規模がおおむね5年以上続くと見込まれる小学校については、早急に近隣校への統合を進めるとしており、太市・谷内・古知・上菅・香呂南小学校がその対象となっている。

古知小学校についても、複式学級の解消が急務であることを踏まえ、2中学校区ではなく単独で考えた場合、令和9年4月に置塩小学校に統合することも考えられることから、段階的な統合について検討中である。

(要望)

筋野地域ががんばる地域応援事業を活用して地域の活性化計画を策定し、地域が一体となって小規模特認校となった筋野小学校を守っているのは成功事例だと思われる。

その一方で、山之内地域では山之内小学校の閉校後、香寺ハーブ・ガーデンが旧校舎を利用しているが、地域の活性化には至らず、人口が約半分となっている。

閉校は地域に非常に大きな影響を与えることから、地域の理解が得られるよう、段階的な統合についても検討しつつ丁寧に進めてもらいたい。

(質問)

太市小学校区から嘆願書が提出されたことを受け、保護者の話を聞く場を調整しているとのことだが、進捗はどうか。

(答弁)

同校区から提出された嘆願書において、何より保護者の意志や希望を尊重する必要があると言われてることから、校区の窓口となっている地区連合自治会長に保護者の声を聞く場を設けたい旨を再三連絡しているが、校区内部で独自に協議会を立ち上げて様々

な検討を行うため待つてほしいと言われ、今日に至っている状況である。

(質問)

太市小学校区や夢前地域の状況を踏まえると、令和7年3月に教育委員会が一方向的に策定した今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方が問題だと思われる。

もう少し子どもや保護者をはじめ、地域に寄り添った対応への見直しが必要ではないかと思われるがどうか。

(答弁)

これまでの協議会運営の仕方ではどうしても時間がかかったり、地域によっては結論を得られなかったりする問題があった。

また、少子化が進んでおり、教育委員会としては児童生徒の教育環境を最優先に考える必要があるため、今後は行政が責任を持って、主体的に取組方を提示し、スピード感を持って取り組もうとしているものである。

統合によって学校がなくなることは地域にとって非常に重いものがあるというのはよく理解しているが、複式学級の中で複数の学年を1人の教員が見ているような状況では、子ども同士の交わりや多様な考えに触れて切磋琢磨して成長していくという面で、教員の努力ではどうしようもない部分があるので、理解してもらいたい。

もちろん地域の声や保護者の考えも非常に大切であることから、古知地区で対話集会を開いたように、必要に応じて直接地域の声を聞けるような機会を設けていきたいと考えている。

(要望)

教育委員会は複式学級の解消や子ども同士が切磋琢磨する環境の整備が大切だと言うが、それも一面的な考えである。

自分たちの価値観を押しつけても話は進まないと思われるので、このたび夢前地域で歩み寄りが見られたように、地域に寄り添った対応をしてもらいたい。

(要望)

自然学校は児童同士の新しい交流の場となったりいじめや不登校対策に有効であると思われるが、受皿となっている野外活動センターがかなり老朽化して

いるため整備してもらいたい。

また、例年10月に実施しているが、近年は10月といえども暑い日が多いことから、4泊5日とすることが子どもや教員の負担になるのであれば3泊4日にするなど、安全安心な野外活動になるよう検討されたい。

(質問)

令和7年12月9日に、自由民主党・日本維新の会・公明党は全国知事会に対して令和8年4月から開始される小学校の学校給食の無償化に際して、国と都道府県が半分ずつ財政負担するという提案を行った。一方、全国知事会は以前から全額を国で負担してもらいたい旨の要望を行っており、私も国が全額負担すべきだと思っている。

また、本会議において、「本市では学校給食法に基づき、食材費は保護者等に原則負担していただくものとしており、本市として中学校の給食費無償化を独自に実施することは考えておりません」との答弁があったが、全国では既に500以上の自治体で、近隣では明石市や相生市においても無償化を実施しており、国会においても自治体が食材費を無償化するのは特段問題ないという答弁もなされていることから、重点支援地方交付金等を活用し、本市においても子育て支援の観点から小中学校の給食を無償化されたいがどうか。

(答弁)

学校給食費無償化に関する報道があるたびに内容が少しずつ変わってきており、どのような形になるのか未定である中、令和8年度予算編成に取り組んでいるため、非常に苦慮している。

重点支援地方創生臨時交付金については、給食費負担の上昇を抑制するために既に3年間活用しているが、本市において全額を無償化するには20億円以上を要することから、同交付金で賄うことは困難である。

子育て支援としての給食無償化については、教育委員会だけでは判断しかねる部分があることから、財政部局と検討したい。

(要望)

積極的に対応してもらいたい。

(質問)

本市は人口の2.7%が外国籍で、外国籍の子どもが増加している学校もあるかと思われるが、外国籍の子どもや保護者に対してどのような支援を行っている

のか。

(答弁)

外国人児童生徒の在籍校へ加配教員や母語支援員を派遣または配置している。

また、必要に応じ、教員等による日本語の発話を他言語に変換し表示できる機器であるポケトークの貸出しや、児童生徒が使用する端末に表示できるサービスであるポケトークforスクールを活用している。

さらに、令和7年10月から総合教育センターで日本に来て間もない子どもたちが学校生活を送る上で必要となる言語等を集中的に学べる拠点型初期日本語指導教室を実施しており、学校から要望があれば令和8年1月にも実施したいと考えている。

(要望)

引き続きしっかりと支援されたい。

(質問)

最近、日本人ファーストという言葉が広まる中で、外国人への差別や排外主義が広がり、子どもたちへの差別・偏見やいじめにもつながっていると聞くと、本市ではそのようなことはないのか。

(答弁)

学校の道徳や人権教育の中で、多文化共生教育を実施しており、今のところ差別事象等があるという報告は受けていない。

(質問)

教員の盗撮対策として、学校行事の際の写真撮影は教員の私物ではなく学校のカメラ等を使用することになっているかと思うが、徹底されているのか。

(答弁)

姫路市教育情報セキュリティポリシーに従い、全ての教職員が学期ごとに自己チェックを行い、自己チェックの内容を各学校の管理職が確認の上、必要があれば指導している。

(質問)

全国的には教員だけでなく児童生徒による盗撮も問題になっているが、小・中学校へのスマートフォンの持込みについてはどのようなルールになっているのか。

(答弁)

基本的には禁止しているが、事情により持たせたいという申出があった場合には、学校にいる間は教員が

預かるなどした上で許可する場合もある。

(質問)

高校入試に係る出願方法が変わったようだが、どのような内容なのか。

(答弁)

公立高校については各自がインターネットで出願することになった。

(質問)

教員の働き方改革に資する取組なのか。

(答弁)

紙の願書を受け付け、書類を整えて提出することと比較するとかなり負担が少なくなるものと考えている。

(要望)

保護者による提出に切り替わることで問題が発生しないよう、しっかり対応してもらいたい。

(質問)

いじめ認知件数や不登校児童生徒数、暴力行為件数、不読率、朝食の喫食率、自己肯定感などの数値を見るとマイナスのイメージが大きいのではないかと思うが、本市の子どものウェルビーイングについて教育長はどのように考えているのか。

(答弁)

子どもは周りの環境に大きな影響を受けるので、どのように環境を整えてウェルビーイングを向上するかは我々大人の大きな責任である。

また、ウェルビーイングにおいて自己決定ができることは大きな要素であることから、様々な尺度で計るのではなく、自分の尺度で計ることができるような環境を整備したり、学習指導要領にある主体的な学びの視点からの授業改善や学校風土の変革を行うことが重要であり、それが徐々に様々な尺度の点数を押し上げることにもつながるものと考えている。

一朝一夕には達成し得ないものの、教育委員会が一丸となって取り組まなければいけないと認識している。

**教育委員会終了**

**15時08分**

**意見取りまとめ**

**15時09分**

(1)付託議案審査について

・議案第139号、議案第141号、議案第142号、議案

第 153 号及び議案第 158 号、以上 5 件については全会一致で可決または同意すべきものと決定。

議案第 140 号及び議案第 150 号、以上 2 件については賛成多数で可決すべきものと決定。

(2) 閉会中継続調査について

・別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(3) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

**意見取りまとめ終了** 15時14分

**閉会** 15時14分